



### スクールバス2台購入 安全な運行を祈願

3月4日、市除雪基地でスクールバス安全祈願祭が行われました。スクールバスは、学校統合に伴い11月に購入した車両に続き、この度2台購入。安全祈願祭には菅根市長、大類議長、五十嵐教育長、納入業者2社が参列し、子どもたちの安全安心な通学を祈願しました。



### 荒楯分譲地申し込み受付中!

市では荒楯地区において、宅地分譲を実施しています。先着順の受付になりますので、お早めにお申し込みください。

分譲区画/6区画  
受付期間/随時  
至延浜



### 水道メーターの確認にご協力ください

環境衛生事業組合では、4月15日から水道メーター検針を再開します。万が一、冬期間に漏水事故等が発生していた場合、水道料金の負担が高額になったり、敷地や建物へ悪影響を及ぼす可能性がありますので水道の使用状況をご確認ください。

### CO2排出実態統計調査について

環境省では、令和2年4月から令和3年3月にかけて「家庭部門のCO2排出実態調査」を実施します。調査協力を依頼された世帯の方は、ご協力よろしくお願ひします。調査方法/無作為抽出による調査員調査、調査モニターから抽出したインターネットモニター調査

◎環境整備課 生活環境係  
【内線261、262】

### 申告相談受付の期間延長について

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴う国税庁の確定申告期間延長に合わせ、市県民税申告相談の受付を4月16日まで延長します。3月17日以降の対応につきましては、次の通りです。

延長期間/3月17日(火)  
〜4月16日(木)

受付時間/午前9時〜午前11時、午後1時〜午後3時30分

※最終日は午前中のみ  
◎市民税務課 市役所1階 市民税務課窓口

※受付順にご案内しますが、待ち時間が長くなる場合がございますので、時間に余裕をもってお越しください。

◎国税庁HP及び村山税務署でも、4月16日まで確定申告が可能です。

◎市民税務課 市税係【内線121〜124】

### 令和2年度 固定資産税 土地・家屋価格等帳簿の縦覧

期間/4月1日(水)  
〜6月1日(月)

※土日祝日を除く  
時間/午前8時30分〜午後5時  
場所/市民税務課内

縦覧できる方/市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者、その家族等代理権を有する方

※右記の条件を確認できる書類(お手持ちの納税通知書、課税明細書、または運転免許証等、本人の確認ができるもの)をご持参ください。

◎市民税務課 資産税係  
【内線125〜127】

### 令和2年度農地法等各種申請締切日のお知らせ

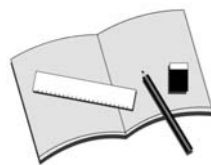
- ◎各種申請締切日/
- 4月10日(金)、5月8日(金)、6月10日(水)、7月10日(金)、8月7日(金)、9月10日(木)、10月9日(金)、11月10日(火)、12月10日(木)
  - 令和3年  
1月8日(金)、2月10日(水)、3月10日(水)
- ※申請締切日を過ぎますと当月の通常総会で取り扱うことができませのでご注意ください。
- ◎農業委員会事務局【内線151】

### 令和2年度講習会のお知らせ

- 【雇用時(新入者)安全衛生教育】  
日時/4月16日(木)  
午前9時〜午後5時
- 受講料/8千円(テキスト代含む)
- 申込締切/4月2日(木)
- 【安全衛生推進者養成講習】  
日時/5月13日(水)午前9時〜午後5時、5月14日(木)午前9時〜正午
- 受講料/1万3千円(テキスト代含む)

- 申込締切/4月23日(木)
- 【職長等監督者教育(初任時)】  
日時/6月17日(水)〜6月18日(木)午前9時〜午後5時
- 受講料/1万5千円(テキスト代含む)
- 申込締切/6月4日(木)
- 【安全管理者選任時研修】  
日時/7月6日(月)午前9時〜午後5時、7月7日(火)午前9時〜正午
- 受講料/1万6千円(テキスト代含む)
- 申込締切/6月25日(木)
- 【特定粉じん作業に係る特別教育】  
日時/9月29日(火)午前9時〜午後3時
- 受講料/6千円(テキスト代含む)
- 申込締切/9月17日(木)

- ※講習はすべて村山市民会館2階大会議室で行います。
- ※受講料は会員料金です。非会員は別途3千円かかります。
- ◎(一社)村山労働基準協会  
☎(53)2664



### 地域の国際化推進事業 助成金申請団体の募集

(公財)山形県国際交流協会では、県内の民間団体が行う地域の国際化を推進する事業に対し助成を行います。希望される団体は所定の様式にて申請ください。

■上限申請額/1団体あたり20万円、一部事業は10万円

■対象事業/令和2年4月1日〜令和3年3月31日の期間内に行う事業で、次の①〜⑧のいずれかに該当するもの。

- ①県民の国際理解の向上に関する事業
- ②県民と在住外国人との交流事業
- ③多文化共生社会づくりに関する事業
- ④在住外国人を対象とした日本語学習支援に関する事業
- ⑤在住外国人を対象とした新規日本語教室開設事業
- ⑥国際的視野を備えた人材育成のための事業
- ⑦県民に海外の優れた文化等を紹介する各種公演事業
- ⑧東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンにおける交流事業
- ⑨その他協会が適当と認める事業

※対象が会員のみなど波及効果が低いと判断される事業は対象になりません。詳しくは左記まで



◎さくら保育園へ  
●ままごと道具 一式  
絵本 14冊  
(令和元年度保護者会)